

由布市庄内地域定住促進事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

由布市庄内地域定住促進事業（以下「本事業」という。）は、「第二次由布市総合計画」の重点戦略プラン及び「過疎地域持続的発展計画」に基づき、庄内地域の人口減少を食い止めるため、民間事業者（以下「事業者」という。）との連携により庄内地域定住促進住宅の整備を検討している。

本要領は、本事業を実施するための事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する（以下「本プロポーザル」という。）にあたり、本プロポーザルの実施に係る手続き等について必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

由布市庄内地域定住促進事業

(2) 事業用地の概要

所在地	大分県由布市庄内町大龍2707番地5
面積	敷地面積 7,282.94㎡
坪数	約2,264坪
適用条例	適用条例なし
主な周辺状況	国道210号線接道 大分県立由布高等学校
インフラ状況	上水道 引き込み可、下水道 合併処理浄化槽、インターネット 引き込み可
その他	現在、旧寿楽苑施設が所在しているが、令和5年9月末までに解体予定

(3) 事業内容

別紙「要求水準書」のとおり。

(4) 事業期間

別紙「要求水準書」のとおり。

3. 参加資格者の条件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(2) 国税（消費税含む）及び地方税を完納していること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がされていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）または旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。

(5) 大分県及び由布市の指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 九州地方において、同種・類似業務の実績を有していること。
- (7) 代表者（役員及び委任を受けた者を含む）又は、その経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと。
- (8) 申請書に虚偽の記載、重要な事実及び事項に記載漏れがないこと。
- (9) 本事業の実施に必要な知識、資力、信用及び能力を十分に有しており、それを証する書面を提出できる者であること。

4. 選考スケジュール

予定として次の日程のとおりとする。なお、スケジュールは変更する場合がある。

内 容	期 日
公募開始	令和5年2月10日（金）
参加申込関係書類の提出期限	公募開始日から 令和5年2月24日（金）17時まで
参加資格審査結果の通知	令和5年3月2日（木）発送予定
質問書受付期限	令和5年3月15日（水）17時まで
質問書回答	令和5年3月17日（金）から 随時、由布市公式ホームページ上で回答
提案書受付期限	令和5年3月31日（金）17時まで
事業者選定会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年4月以降（予定）
選定者特定の通知	令和5年4月以降（予定）
契約締結	令和5年6月議会議決後（予定）

5. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年2月24日（金）17時00分必着

(2) 提出先

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 庄内振興局地域振興課 地域振興係

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

※持参の場合は、平日8時30分から17時00分までとする。

※郵送の場合は、收受のトラブルを防ぐため、必ず收受日及び配達された

ことが証明できる方法とすること。

(4) 提出書類

次の書類を各1部ずつ提出すること。

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 由布市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式第2号）
- ウ 会社概要書（任意様式）
※会社の概要がわかるパンフレット等
- エ 同種・類似業務実績表（任意様式）
- オ 納税証明書（法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）
※証明日が申込日の3か月以内のもの（原本）を添付すること。

(5) 参加資格審査決定通知

由布市庄内地域定住促進事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて参加資格の書類審査を行い、令和5年3月1日（水）発送予定の参加資格審査結果通知書にて結果を通知する。

(6) 参加申込書の提出者の取り扱い

- ア 参加申込書の提出者がいない場合は、参加資格等を見直し、再度公募をする。
- イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合であっても、当該1者について選定委員会にて審議を行う。
- ウ 参加申込書の提出者が5者を超えた場合は、選定委員会の審議により、5者程度選定する。

6. 質問の受付及び回答

本実施要項に関する質問がある場合は、「質問書（様式第3号）」を提出すること。

(1) 受付期限

令和5年3月15日（水）17時00分まで

(2) 提出方法

「13. 問い合わせ先」に記載するメールアドレスに電子メールまたはFAXで提出すること。なお、来庁や電話、口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

質問事項への回答は、令和5年3月17日（金）から随時、由布市公式ホームページ上で回答する。

7. 提案書の提出

本プロポーザルに参加することが認められた者（以下「提案者」という。）は、次の提案書等を作成し提出すること。なお、提案については1者につき1案とする。

- (1) 提出期限
令和5年3月31日（金）17時00分まで（必着）
- (2) 提出先
〒879-5498
大分県由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 庄内振興局地域振興課 地域振興係
- (3) 提出方法
持参または郵送とする。
※持参の場合は、平日8時30分から17時00分までとする。（土日、祝日等の休日は受理しない。）
※郵送の場合は、收受のトラブルを防ぐため、必ず收受日及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- (4) 提出書類
次の書類を各11部（正本1部、副本10部）提出すること。
ア 提案書提出書（様式第4号）
イ 提案書（任意様式）
- (5) 提案書の作成条件
ア 提案書の様式は任意とする。
イ 提案書はA3横（片面、カラー印刷可）とし、提案の趣旨、特徴や工夫点など簡潔に分かりやすく記載すること。
ウ その他、作成条件については、別紙「要求水準書」を確認すること。
- (5) その他
ア 提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由をもって受理しない。
イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合があっても補充することはできない。
ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、企画提案を無効になるとともに、虚偽の記載をした者を失格とする。
エ 提出書類一式については返却しない。
オ 提出書類の作成及び企画提案に要する経費は、提案者の負担とする。
カ 提出書類については、当該提案者に対して無断で二次的な使用は行わない。
キ 契約履行過程で生じる製作物の著作権は、由布市に帰属する。
ク 提出書類は、情報開示請求により開示することがある。但し、提案者の正当な利益が害される恐れがあると由布市が認めた箇所については、公表しない。

8. 現地視察

日程を設定しての現場説明会は行わないが、希望者については随時対応する。希望する場合は事前に担当部署へ連絡をすることとし、担当部署立会いのものと行うものとする。

9. 事業者選定会（プレゼンテーション及びヒアリング）

（1）選定方法

- ア 提案の審査は、選定委員会において行う。ただし、審査結果によっては、再選定を行う場合もある。
- イ 審査における評価項目は別紙「由布市庄内地域定住促進事業公募型プロポーザル評価要領」のとおりとする。
- ウ 提出された提案書の内容について、20分程度の企画内容についてのプレゼンテーションを行い、引き続き10分程度の質疑応答を行う。
- エ プレゼンテーションの期日及び時間は、提案書提出後に通知する。
- オ 順番は、事務局による抽選のうえ決定する。会場にプロジェクターとスクリーンを準備するが、パソコン等その他必要な機材は、全て提案者が用意すること。
- カ 出席者は3名以内とする。

（2）結果の通知

審査結果は、書面にて令和5年4月以降（予定）に通知する。

10. 契約

由布市は、「9. 業者選定会（プレゼンテーション及びヒアリング）」の審査結果に基づき、選定した業者と契約の交渉を行う。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は由布市から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

11. 著作権、意匠及び提出物等の取り扱い

（1）著作権及び意匠

- ア 提出物等の著作権は、提案者に帰属する。
- イ 提出物の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承認を得ておくこととする。
- ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等に使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 提出物等の取り扱い

提出物等については、本プロポーザルに関する公表、展示その他本プロポーザルに必要と認められる場合は、由布市は提案者の承諾を得ずに無償で使用及び複製できるものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提案書類等の作成及び提案書・プレゼンテーション審査に対して必要となる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーションに参加する者は、参加申込書の提出をもって本要領等の記載内容に承諾したものとみなす。
- (3) 提案書には、提案者が実現を約束したものとみなすため確実に実現できる範囲内で記載すること。
- (4) 事業者選定における会議は非公開とし、評価内容については由布市公式ホームページにて公表する。
- (5) 辞退する場合は必ず辞退届（様式第5号）を提出すること。

13. 問い合わせ先

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 庄内振興局地域振興課 地域振興係

TEL：097-582-1113（直通）

FAX：097-582-1343

E-mail：s_sinko@city.yufu.lg.jp